

柏原市私有道路敷地寄附受納要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する私有の道路敷地（以下「道路敷地」という。）の寄附受納に関して必要な事項を定め、道路管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、公道の定義は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路および市長が管理する道路をいう。

(寄附受納の対象となる道路敷地)

第3条 市長が受納できる道路敷地は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路内の道路敷地。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき特定行政庁からその位置の指定を受けた道路敷地。
- (3) 公道（この場合、道路法第3条第1項から第3項の規定による道路を除く。）の境界線と敷地後退線との間の道路敷地。
- (4) 市長の定める道路整備計画等に位置付けられた、または位置付けられることが確実な道路敷地。
- (5) その他、前各号に掲げるもののほか、公益上必要と認める道路敷地は市長が別に定めるものとする。

(受納の要件)

第4条 前条各号に掲げる道路敷地は、次の各号に掲げる要件を具備しているものでなければならない。

- (1) 道路敷地として分筆測量がされており、現地において境界が金属標や石杭等により明確になっていること。
- (2) 道路敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 道路敷地に私的な占用物件が存在しないこと。もしくは私的な占用物件が存在する場合、寄附受納までに寄附申出者により撤去する等適切な措置を取ること。
- (4) 道路敷地の両端または一端が公道に接続していること。
- (5) 寄附受納後、アスファルト舗装および路面排水設備等を早急に整備する必要がないこと。

(事前協議)

第5条 道路敷地を寄附しようとする者（以下「申出者」という。）は、寄附申出事前協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、寄附受納対象地が第3条第1項に該当し、境界明示において道路管

理区域線を確定させている場合または、開発行為等で市長と別途協議を行っている場合はこの限りではない。

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 寄附対象地およびその周辺の地積測量図
- (4) 土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- (5) 現況写真
- (6) 道路の構造図面（道路形状によっては省略可）

（受納決定の適否）

第6条 市長は、前条の規定による協議書の提出があったときは、その内容の適否を審査し、道路敷地寄附受納に関する意見書を付した受納協議結果通知書（様式第2号。以下「決定通知」という。）により申出者にその結果を通知するものとする。

（登記に必要な書類の提出等）

第7条 申出者は、前条の規定により受納の決定通知を受けた時は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附申出書（様式第3号）
- (2) 登記原因証明情報
- (3) 登記承諾書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 代表者事項証明書（土地所有者が法人の場合）
- (6) 公図（写し可）
- (7) 地積測量図（写し可）
- (8) 土地登記簿謄本（写し可）
- (9) 位置図
- (10) 現況平面図、断面図
- (11) 丈量図（寄附対象地に地積測量図がある場合省略可）
- (12) 境界標写真（近景および遠景）
- (13) 寄附対象道路範囲の全景写真

（登記業務の完了通知）

第8条 市長は、道路敷地の受納に係る業務が完了した時は、寄附受領書（様式第4号）を申出者に交付するものとする。

（寄附の取下げ）

第9条 寄附の申出者が、何らかの理由により寄附の意思を撤回する場合、寄附申出取下書（様式第5号）に理由を明記して提出しなければならない。ただし、寄附申出取下書の提出時期は、市長が所有権移転の嘱託登記を行う前でなければならない。

(費用負担)

第10条 寄附に要する諸費用については、寄附者が負担するものとする。ただし、所有権移転についての嘱託登記は、市長が行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

柏原市長殿

寄附申出事前協議書

住所
協議申出者
氏名
連絡先
担当者

下記物件の寄附について、関係図書を添付し事前協議を申し込みます。
なお、事前協議により指摘等された事項について解決された場合は、「寄附申出書」の提出等、必要な手続きを行います。

物件の表示	所在地番			
	所有者名			
	地目		寄附面積	
現場施工時期	年 月 日			
寄附予定地内の 埋設物件および その所有者				

添付書類

- 位置図 公図 地積測量図・分筆図
 土地登記簿謄本 現況写真
 道路の構造図面

様式第2号

柏 都 管 第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

受納協議結果通知書

年 月 日付けで事前協議のありました、私有道路敷地の寄附について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申 出 地
- 2 受納の可否
- 3 条 件 別紙意見書のとおり
- 4 備 考

以上

※結果通知書の有効期限は、回答の発行日から1年間とします。有効期限を過ぎた場合は、
再度協議していただきますようお願いいたします。



年 月 日

柏原市長 殿

住所
寄附申出者
氏名

印

寄 附 申 出 書

下記所在の物件を道路敷として寄附をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

物件の表示

所在地	地目	地積 (m ²)		寄附面積 (m ²)	

※ 抵当権および所有権移転請求権仮登記等所有権以外の権利を抹消いたします。

様式第4号

柏 都 管 第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

寄附受領書

年 月 日付けで寄附申出のありました下記の財産を受領いたしました。

記

	所在地	地目	地積	受領年月日
受領財産			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	

以上

様式第5号

寄附申出取下書

年 月 日

柏原市長 殿

(申出人)

住 所

氏 名

印

連絡先

年 月 日付けの寄附申出を、下記の理由により取下げます。

記

1 所 在 柏原市

2 地 目

3 地 積 m^2

4 取下げ理由

以上